

ふじみ野市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<u>（任期）</u> <u>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、再任されることができる。</u>	<u>（任期）</u> <u>第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から当該健康被害の事項に関する調査が終了するまでの間とする。</u>